

第6回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

平成30年6月8日（金） 午後4時00分

開催場所

岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席農業
委員

福田 正義 ・ 永田 昭三 ・ 林 安廣 ・ 西垣 隆
森瀬 宏 ・ 野々村 貢 ・ 江崎 和浩 ・ 中川美那子
江崎 美咲 ・ 國井 忠男 ・ 古田 薫

欠席農業
委員

櫻井 宏 ・ 河田 均 ・ 梶下 信孝 ・ 山口 基治
清水 健吉

会 長

栗本 恒雄

出席農地
利用最適
化推進委
員

伊藤 一仁 ・ 伊藤 義照 ・ 塩谷 芳美 ・ 小河 先
奥村 富則 ・ 神谷 保行 ・ 岸野 治郎 ・ 栞原 修司
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 田中 鉄男 ・ 辻 政廣
戸崎 和美 ・ 林 俊朗 ・ 福井 正弘 ・ 本田 忠男
眞鍋 勇 ・ 村瀬 新一

事 務 局

事務局長 奥田 泰史
副主幹 高島 明見 主査 則竹 邦彦
主任主事 大嶽 紘代 主任主事 小栗 照之
主任主事 川口 尚杜 主事 坂口 由充加

議 案

- 第 3 4 号 農業委員会委員の担当地区の決定について
- 第 3 5 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 第 3 6 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 3 7 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 第 3 8 号 農地転用後の事業計画変更申請の審議について
- 第 3 9 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出並びに同法第 4 条第 1 項第 7 号及び第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 第 4 0 号 租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
- 第 4 1 号 平成 2 9 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について

議 長

時間もまいりましたので、ただいまから、平成 3 0 年第 6 回農業委員会総会を開会致します。ただいまの出席委員は、1 7 名中 1 2 名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告致します。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を慣例によりまして、私から指名でお願いしたいと思いますが、よろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

それでは、議席番号 1 3 番、江崎和浩委員、議席番号 1 5 番、中川美那子委員、よろしく申し上げます。

議 長

本日、農地利用最適化推進委員の御出席がありますので、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたらよろしく申し上げます。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。議案第 3 4 号、農業委員会委員の担当地区の決定について、を議題と致します。

これまで林孝雄委員が担当していた日野地区、北長森地区、南長森地区が農業委員不在となりますので、どのように決定したらよいか、お諮りいたします。御意見ございませんか。

議 長

御意見が無いようでございます。事務局は何か案を持っていますか。

奥田事務局
長

案を御用意しております。

議 長

事務局に案があるとのことですので、発表していただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議が無いようですので、発表させていただきます。

奥田事務局
長

事務局案を、配布させていただきます。

【事務局案を配布】

奥田事務局
長

農業委員の皆様を担当地区を持って活動いただいておりますが、現在、日野地区、北長森地区、南長森地区を担当する農業委員が不在となっております。

今後、様々な活動を行ううえで、この3地区に住所地に近い委員に担当していただくのが良いのではないかと思いますので、日野地区は、清水健吉委員、北長森地区、南長森地区は林安廣委員に担当していただく案でございます。説明は以上でございます。

議 長

ただいま、お配りしました事務局案について、なにか御意見、御質問がございましたら御発言いただきたいと思います。

議 長

御意見が無いようでございますので、ただいま、発表致しましたとおり決定してよろしいですか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、ただいま、発表致しましたとおり担当地区を決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第35号、農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転2件、賃貸借の設定1件、使用貸借による権利の設定2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第35号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について説明させていただきます。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とする権利を設定し、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請のいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

3ページをお願い致します。

申請明細1番、2番、木田地区からの申請内容は、使用貸借の権利設定で、貸人は高齢による耕作が困難になったなど、農業経営の縮小を図り、借人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図ろうとするものです。

申請明細3番、黒野地区からの申請内容は、所有権の移転で、農業経営の縮小を図る譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

申請明細4番、芥見地区からの申請内容は、所有権の移転で、相続財産管理のため、譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

4ページをお願い致します。

申請明細5番、合渡地区からの申請内容は、賃貸借の権利設定で、貸人は農業経営の縮小を図り、借人はこの農地を借りて農業経営の拡大を図ろうとするものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第35号について事務局から申請内容の説明がありました。

各申請者の営農状況等について、担当地区の農業委員の皆様から説明をいただきます。

議 長

それでは、3 ページ 1 番、2 番の木田地区の申請については、担当地区の西垣隆委員、御説明をお願いします。

西垣委員

今回の申請は、農業経営を縮小する使用貸人から農業経営の拡大を図る使用借人へ農地を貸借するものであります。今回の申請地において、水稻を栽培される予定と聞いております。

使用借人は地区外の方ですが、農業経験は豊富でございます。また、農機具なども事務局員が確認してございます。

なお、地元の取り決めも十分に理解していただいておりますので、地元としては問題が無いとのこととあります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく 3 ページ 3 番の黒野地区からの申請については、担当地区の野々村貢委員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は、農業経営を縮小する譲渡人から農業経営の拡大を図る譲受人へ農地を贈与するものであります。

5 月 2 1 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

譲受人は、今回の申請地に隣接した畑を所有しており、また、その畑の西隣に自宅があります。申請地では野菜を栽培する予定とのこととです。

譲受人は、耕作状況も問題なく、必要となる許可要件も満たしていることから、この度の許可については、問題が無いものと考えます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、同じく 3 ページ 4 番の芥見地区からの申請については、担当地区の清水健吉委員が本日欠席でございますので、事務局より説明を致します。

則竹主査

5 月 2 2 日に農地利用最適化推進委員と共に現地立会いを行いました。申請地においては柿の栽培を行う予定と聞いております。

譲受人は耕耘機、トラクターや管理機などを所有しており、地域の取り決めも十分理解している方ですので、許可は問題ないと判断しているとのこととです。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、4ページ5番の合渡地区からの申請については、担当地区の國井忠男委員、御説明をお願いします。

國井委員

今回の申請は、農業経営の拡大を図る借人が、農業経営の縮小を図る貸人から農地を借り受ける賃貸借の権利設定です。

5月23日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立ち会いを行いました。

借人は地元で水稻、小麦を栽培している農地所有適格法人であり、引き続き地域の取り決めも守っていただけるということを立会時に確認しており、地元としても許可については問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第35号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第36号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について2件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第36号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請であります。

今回は、6ページの用途区分別総括表にありますように、店舗等施設が1件、貸駐車場及び資材置場が1件、合計2件で、転用面積は、田750.21平方メートルとなっております。

7ページの申請明細をお願い致します。

申請明細1番、合渡地区の申請内容は駐車場に転用するものでございます。申請地は、住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしていることから、第3種農地と判断されます。よって許可し得るものです。

申請明細2番、三輪・巖美地区の申請内容は駐車場に転用するものでございます。申請地は、農振農用地、第1種農地、第3種農地のいずれにも該当しない農地であり、具体的には中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断されます。土地選定理由書によりますと、周辺に駐車場に適した土地が無いことから、許可し得るものです。以上でございます。

議長

ありがとうございました。

議案第36号について、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議長

引き続きまして、議案第37号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転3件、賃借権の設定2件、使用貸借による権利の設定3件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第37号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について説明させていただきます。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするために、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請であります。

9ページをお願い致します。

用途区分別総括表にありますように、用途区分別では一般個人住宅が2件、集団住宅その他が1件、官公署及び病院等公的施設

が1件、工業及び鉱業用地が2件、店舗等施設が1件、その他1件、合計8件で、転用面積と致しましては、田畑合計4,177.80平方メートルとなっております。

10ページをお願い致します。

申請明細1番、北長森地区の申請内容は、所有権移転による駐車場への転用です。宅地化の状況から見て、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって区画された地域の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超える街区の中に位置しているため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

申請明細2番、黒野地区の申請内容は、所有権移転による共同住宅への転用です。申請地は、水管、下水管又は、ガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿線の区域であって、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設が存するため、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので47ページに位置図を付けてございます。御覧ください。

右上の周辺地図ですが、転用される場所は、黒野地区の北部で、一級河川伊自良川の西約1,000メートル、岐阜大学から南へ約200メートルのところに位置している農地でございます。

申請明細3番、方県地区の申請内容は、賃貸借設定による駐車場への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。ただし、既存敷地の拡張にあたり、その転用面積が既存施設の2分の1以下のため、許可し得るものです。

申請明細4番、芥見地区の申請内容は、賃貸借権の設定による駐車場への転用です。申請地は、水管、下水管、ガス管が埋設されている道路の沿線の区域であり、かつおおむね500メートル以内に2以上の医療施設がある農地であり、第3種農地と判断します。よって許可し得るものです。

11ページをお願い致します。

申請明細5番、芥見地区の申請内容は、所有権移転による資材置場への転用です。申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40パーセントを超える区域内にある農地であり、第3種農地と

判断します。よって許可し得るものです。

申請明細6番、7番は同一事業による申請です。申請地は、芥見地区の市街化区域と山林に囲まれた区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満である区域内にある農地であるため、第2種農地と判断します。主となる転用が7番となりますので、7番から説明し、その後6番を説明致します。

申請明細7番、この申請は、使用貸借の設定による一般個人住宅への転用です。今回の転用目的は、一般個人住宅ですが、土地選定理由書によれば、他の土地は、優良農地や接道が無い土地であり、申請地以外に適切な土地が無いために許可し得るものです。

申請明細6番は、使用貸借の設定による一時転用です。今回の転用目的は一時的な利用であり、住宅建築に付随する工事であることから一時転用期間について妥当であると思われます。また、代替方法が無いことや農地に復元する誓約書もあることから許可し得るものです。

申請明細8番、柳津地区の申請内容は使用貸借の設定による一般個人住宅への転用です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

今回の転用目的は、一般個人住宅ですが、土地選定理由書によれば、他の土地は、優良農地や堤外地であり、申請地以外に適切な土地が無いために許可し得るものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第37号について事務局から説明を受けましたが、10ページ2番の黒野地区から申請されました農地転用については現地調査を行いました。担当地区の野々村議員、御説明をお願いします。

野々村委員

今回の申請は、大学の学生寮の建築を目的として、農地の転用を行うものであります。

農地の転用にあたり、黒野地区の農地利用最適化推進委員、事務局職員、転用事業者と共に現地立会いを行いました。立会いの際に、近隣農地への影響の無いようお願いしており、許可は問題ないものと考えています。

議 長

ありがとうございました。
議案第37号について、何か御意見等ございましたら御発言願
いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについ
て、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第38号、農地転用許可後の事業計画変
更承認申請の審議について、1件、以上を議題と致します。事務
局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第38号、農地転用許可後の事業計画変更申請
の審議について説明させていただきます。

13ページをお願い致します。

申請明細1番、三輪・山県地区の申請内容は、農地転用許可後
の事業計画変更でございます。当初の申請では、平成28年4月
14日に農地の嵩上げは10か月間の工期で計画されていまし
た。畑地転換に適当な良質土が確保できず期間の延長申出があ
りました。畑地転換の規模が大きく、やむを得ないと思われ
ます。

以上でございます。

議 長

ありがとうございました。議案第38号について、何か御意見
等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについ
て、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第39号、農地法第3条の3の規定によ

る届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について、第3条の3届出22件、第4条届出9件、第5条届出59件、以上を報告させていただきます。事務局の説明を求めます。

それでは、議案第39号、農地法第3条の3の規定による届出並びに同法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明させていただきます。

はじめに、第3条の3の規定による許可が不要であります相続等による農地の権利取得の届出です。

15ページをお願い致します。各地区別の報告となっております。届出のありました22件の内訳は、田が62筆57,512.00平方メートル、畑が21筆10,247.00平方メートルで、計83筆67,759.00平方メートルでありました。

続きまして、16ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。用途区分別では、一般個人住宅が3件、集団住宅その他が3件、貸駐車場及び資材置場が3件、合計9件で、面積と致しましては、田、畑合計で3,363.00平方メートルとなっております。

受理明細は17ページから19ページに記載してございます。

続きまして、20ページをお願い致します。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。用途区分別では、一般個人住宅が23件、集団住宅その他が26件、学校用地が1件、道水路及び鉄道用地が1件、工業及び鉱業用地が3件、店舗等施設が4件、貸駐車場及び資材置場が1件、合計59件で、面積と致しましては、田、畑合計で32,247.53平方メートルとなっております。

受理明細につきましては、21ページから35ページとなっております。

以上、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、平成30年5月に農業委員会事務局規程に基づき、農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告させていただきます。

議 長

ただいまの議案第39号については、報告議案でございますので御承知おきください。

議 長

引き続きまして、議案第40号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は1件、以上を議題と致します。事務局の説明を求めます。

則竹主査

それでは、議案第40号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について説明させていただきます。

37ページをお願い致します。

今回は1件提出されており、特例適用農地面積は、田が15,492平方メートルとなっております。

証明願の内容審査としまして、事務局において遺産分割協議書等による相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか十分調査し、提案させていただいております。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第40号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、議案第41号、平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検及び評価の決定について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。

高島副主幹

議案41号について説明させていただきます。

平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検及び評価

の決定について、説明させていただきます。

これは国からの指導により、農業委員会における審議の公平性、公正性の確保及び透明性の向上と活動の活性化として、実施しているものでございます。

平成30年4月10日に開催しました総会において、案をご承知いただき、市のホームページ及び農政推進委員会において、地域の農業者等の意見及び要望等を募集した結果、地域の農業者等からの意見及び要望等はございませんでした。

以上で説明を終わらせていただきます。

議 長

ただいま、議案第41号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御発言も無いようですので、原案のとおり決定することについて、御異議ございませんか。

【「異議なし」との声が多数あり。】

議 長

御異議ございませんので、原案のとおり決定致します。

議 長

引き続きまして、現在、黒野地区及び岩地区において砂利採取に伴う一時転用許可がされています。

黒野地区の工事の進捗状況について、担当地区の野々村議員、御説明をお願いします。

野々村委員

黒野地区内で現在行われている砂利採取の状況を報告致します。

5月25日に事業者と県及び市の関係部局による定期立入検査がありましたが、問題なく掘削が行われていることを確認しています。

また、5月で掘削作業は完了し、6月より埋戻しが行われております。6月7日に県及び市の関係部局による立入検査がありましたが、現在のところ問題なく作業が行われていることを確認しています。

今後は農地への復元まで、地区農政推進委員や関係部局による見回りを行ってまいります。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、岩地区の工事の進捗状況について、担当地区の清水健吉委員が本日欠席でございますので、事務局より説明を致します。

則竹主査

岩地区内で行われている2件の砂利採取の状況を報告致します。

岩滝西2丁目地内の砂利採取につきましても、耕土以外の埋戻しが完了しており、岩滝西3丁目地内の砂利採取につきましても、引き続き掘削作業が行われています。

5月25日の県及び市の関係部局による定期立入検査の際に、埋戻しを行っている岩滝西2丁目地内の砂利採取地にコンクリートがらと思われるものが一つ混入していたため、市産業廃棄物指導課から事業者にも口頭で撤去の指導をしております。

また、6月7日の定期立入検査の際に、岩滝西2丁目地内の砂利採取地において、岩滝西3丁目地内の砂利採取地に埋戻し予定の土が堆積されていたため、本日6月8日に、県関係部局と市農業委員会事務局、及び事業者とで面談を行い、堆積した土砂を速やかに撤去するように指導を行いました。

今後も引き続き、地区農政推進委員や関係部局による見回りを強化していくとのことです。

議 長

ありがとうございました。

ただいま報告のありました工事の進捗状況については、何か御質問等ございましたら御発言願いたいと思います。

議 長

御質問も無いようですので、砂利採取の報告についてはこれをもって終わらせていただきます。

なお、黒野地区及び岩地区については今後も引き続き中間報告をお願いしたいと思います。

議 長

以上をもちまして、本日の議案はすべて終了致しましたので、本日の会議はこれにて終了致します。

議長は、本日の会議終了につき午後4時40分閉会を宣す。